

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部の指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、令和6年5月20日付けで締結した（仮称）箕面市立ワークセンター中部の指定管理者に関する協定及び業務内容等を定める（仮称）箕面市立ワークセンター中部指定管理者業務仕様書について、次のとおり変更協定を締結する。

題名及び前文中「(仮称) 箕面市立ワークセンター中部の指定管理者」を「箕面市立いろはもみじ萱野の指定管理」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 名称 箕面市立いろはもみじ萱野
- (2) 所在地 箕面市萱野4丁目12番1号

第8条の次に次の1条を加える。

(関係法令の遵守)

第8条の2 センターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働管理関係法規
- (3) 消防法、電気事業法ほか施設管理関係法規
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法規
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (7) 箕面市立障害者自立支援センター条例
- (8) 個人情報の保護に関する法律
- (9) 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (10) 箕面市情報公開条例
- (11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律
- (12) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例及び箕面市手話言語条例
- (13) その他関連法規、通知、要領等

第9条第1項中「従業員は」の下に「、正当な理由がある場合を除き」を加える。

第12条を次のように改める。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を

遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年箕面市訓令第29号）を準用することとする。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データ（個人情報の保護に関する法律第16条第4項に規定する保有個人データをいう。以下この条において同じ。）に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該保有個人データで取り扱う個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けられるものとする。

第24条を次のように改める。

（重要事項の変更の届出等）

- 第24条 乙は、その名称、所在地、定款、役員その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項の規定に基づく届出を行うときは、当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第35条第1項を次のように改める。

- 第35条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。

第39条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

第44条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(仮称)箕面市立ワークセンター中部指定管理者業務仕様書(以下、仕様書という。)について、題名及び前文中「(仮称)箕面市立ワークセンター中部」を「箕面市立いろはもみじ萱野」に改め、「指定管理者に関する協定書」を「指定管理に関する協定書」に改める。

仕様書1. 業務の細目等(1) 本文を次のように改める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する生活介護事業を、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第107号)及び大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第110号。以下「指定基準等」という。)に基づく基準のほか、次に掲げる業務の水準をもって実施すること。

仕様書1. 業務の細目等(2) ①エを次のように改める。

エ 産業廃棄物の処理に当たっては、法令等を遵守するとともに、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例(平成15年箕面市条例第8号)に規定する事業者としてその処理を行うものとし、廃棄物の処理に要する費用は乙が負担する。

仕様書4. 個人情報の取扱いを次のように改める。

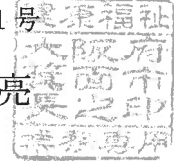
4. 個人情報の取扱い

- ① 乙は、協定書第12条に定める個人情報の取扱いに基づき、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じるとともに、適正に取り扱わなければならない。
- ② 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、指定管理業務の履行目的以外に第三者に提供してはならない。
- ③ 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に複写し、又は複製してはならない。
- ④ 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年箕面市条例第22号)その他個人情報に関する法令等の説明を行う等、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し、訓練しなければならない。

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月1日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 原田 亮



乙 箕面市白島三丁目5番50号  
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団  
理事長 行松 英 明

